

伊総第162号
平成27年12月11日

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 根岸 慎一 様

伊勢崎市市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

このことについて、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）第20条第2項及び伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）第47条第1項の規定により、次のとおり貴審査会の意見を求めます。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、伊勢崎市市民参加条例（平成18年伊勢崎市条例第15号）第6条第2号に規定するパブリックコメント手続の実施など、市民参加に係る手続を実施したいと考えていますので御配慮ください。

1 諮問事項

行政不服審査法の全部改正に伴う伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について

2 諮問の趣旨

改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、原則として審理員による審理手続を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしています。審理員を指名しなくとも審理の公正性が確保される場合は、条例に定めることで、審理員による審理手続を適用除外とすることを規定しています。一方、本市の情報公開・個人情報保護審査会では、異議申立人と処分庁の双方の主張を聴き、場合によっては対象となった公文書又は個人情報を検分した上で、処分庁が行った公開決定等又は開示決定等の適法性、妥当性についての議論及び専門的で公正かつ慎重な判断をしており、既に、審理員が行う審理手続と同等以上の審理を現に行っています。

以上のことから、伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例に特別の定めを設け、審理員による審理手続に関する適用除外について定め、現行の不服申立てに係る審査体制を維持することとします。併せて、不作為行為を審査会の諮問対象に追加することや伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例において、行政不服審査法の施行に伴う文言等の整理その他必要な改正を行います。

そこで、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、そのあり方について、これまでの両制度の運用状況、運用上の課題等を踏まえ、専門的かつ幅広い見地から貴審査会の意見を求めるものです。